



県章

滋賀県公報

令和5年(2023年)
3月17日
第393号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県行政財産使用料条例別表第2項の使用料の額を定める規則の一部を改正する規則 (財政課)	1
○ 告 示	
※滋賀県指定有形文化財の指定 (文化財保護課)	1
※滋賀県指定有形民俗文化財の指定 (文化財保護課)	3
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る揭示の要旨 (森林保全課)	3
国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の規定に基づき令和5年度において知事が定める数 (医療保険課)	3
漁船損害等補償法の規定による同意を求めるための届出 (水産課)	4
道路の供用開始 (道路保全課)	4
道路の供用廃止 (道路保全課)	4
自転車歩行者専用道路の指定 (道路保全課)	5
河川区域の廃止による廃川敷地等 (流域政策局)	5
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区定款変更認可公告 (高島)	5
○ 正 誤	
令和4年3月29日付け第295号滋賀県告示第134号中	5

規 則

滋賀県行政財産使用料条例別表第2項の使用料の額を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第8号

滋賀県行政財産使用料条例別表第2項の使用料の額を定める規則の一部を改正する規則

滋賀県行政財産使用料条例別表第2項の使用料の額を定める規則 (昭和63年滋賀県規則第31号) の一部を次のように改正する。

表中「1,300円」を「1,400円」に、「27円」を「30円」に、「39円」を「43円」に、「59円」を「64円」に、「78円」を「86円」に、「120円」を「130円」に、「160円」を「170円」に、「270円」を「300円」に、「390円」を「430円」に、「780円」を「860円」に、「13円」を「14円」に、「1,000円」を「1,100円」に、「650円」を「710円」に改める。

付 則

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際既に許可を受けて土地の使用をしている物件に係る使用料については、当該許可の期間の満了の日までは、なお従前の例による。

告 示

滋賀県告示第102号

滋賀県文化財保護条例 (昭和31年滋賀県条例第57号) 第4条第1項の規定に基づき、次表に掲げる文化財を滋賀県

指定有形文化財に指定する。

令和5年3月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

建造物の部

名称	員数	構造形式	所有者	所有者の住所	所在地
弘誓寺本堂	1棟	桁行七間、梁間七間、一重、入母屋造、向拝三間、 本瓦葺、東面および北面位牌壇附属、棧瓦葺、北面 物置附属、棧瓦葺 附 宮殿 1基 三間宮殿、入母屋造、平入、正面千鳥破風付、 向拝一間、唐破風造、本瓦形板葺 棟札 2枚 天明八戊申年の記があるもの(覆い板一枚を 含む。) 1 昭和五十六年の記があるもの 1 文書 12点 安永三年甲午の記があるもの 1 安永七戊戌の記があるもの 1 安永十辛丑の記があるもの 1 天明式壬寅年九月の記があるもの 1 天明二壬寅年九月の記があるもの 1 寛政十一年の記があるもの 1 寛政十二庚申七月の記があるもの 1 寛政十二庚申八月の記があるもの 1 明治二十二年の記があるもの 1 明治廿六年の記があるもの 1 昭和四年二月の記があるもの 1 昭和四年三月の記があるもの 1 境内図 2点	宗教法人 弘誓寺	東近江市建部下 野町282番地	同左

絵画の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在地
紙本金地著色檜図 海北友松筆 六曲屏風	1隻	滋賀県	大津市京町四丁目1番1 号	大津市打出浜地先 滋賀県立琵琶湖文化館

彫刻の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在地
木造金剛力士立像	2軀	宗教法人正福寺	甲賀市甲南町杉谷2928番 地	同左

工芸品の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在地
太鼓 太鼓台 文安元年、永尾護国寺等の 墨書銘がある	1口 1基	宗教法人長浜八 幡宮	長浜市宮前町13番55号	長浜市公園町10番10号 長浜市長浜城歴史博物 館

書跡・典籍、古文書の部

名称	員数	所有者	所有者の住所	所在地
木内石亭墓碑	1基	宗教法人本像寺	守山市今宿一丁目2番20 号	同左
木俣清左衛門家文書(付属品共)	605点	彦根市	彦根市元町4番2号	彦根市金亀町1番1号 彦根城博物館

考古資料の部

名 称	員数	所 有 者	所有者の住所	所 在 地
真野古墳出土品	162点	大津市	大津市御陵町3番1号	大津市滋賀里一丁目17番23号 大津市埋蔵文化財調査センター

滋賀県告示第103号

滋賀県文化財保護条例(昭和31年滋賀県条例第57号)第29条第1項の規定に基づき、次表に掲げる文化財を滋賀県指定有形民俗文化財に指定する。

令和5年3月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

有形民俗文化財の部

名 称	員数	所 有 者	所有者の住所	所 在 地
北比良の石屋用具	1,112点	滋賀県	大津市京町四丁目1番1号	草津市下物町1091番地 滋賀県立琵琶湖博物館

滋賀県告示第104号

令和5年農林水産省告示第128号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を高島市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年3月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 高島市朽木中牧字久保258
- 2 通知の内容の要旨 令和5年農林水産省告示第128号のとおり

滋賀県告示第105号

令和4年滋賀県告示第10号で告示した保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第6項において読み替えて準用する同条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を東近江市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年3月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 東近江市猪子町字中道186-1、南須田町字八ヶ谷834-6、834-19、834-25、834-27、834-31、834-33、834-36、834-37、834-91、834-96、834-97、834-104、834-129、834-131
- 2 通知の内容の要旨 令和4年滋賀県告示第10号のとおり

滋賀県告示第106号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和34年政令第41号。以下「政令」という。)の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる係数等の区分に応じて令和5年度における知事が定める数は、それぞれ同表の右欄に定めるものとする。

令和5年3月17日

滋賀県知事 三日月 大 造

政令第9条第3項により定める医療費指数反映係数	零
政令第9条第5項により定める一般納付金所得係数	0.9689874823963
政令第9条第8項により定める一般納付金基礎額調整係数	0.9999999995039
政令第9条第9項により定める一般納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第10条第3項により定める後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.9669189461551

政令第10条第6項により定める後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.999999991101
政令第10条第7項により定める後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数	0.7
政令第11条第3項により定める介護納付金納付金所得係数	0.9461809160556
政令第11条第6項により定める介護納付金納付金基礎額調整係数	0.9999999959909
政令第11条第7項により定める介護納付金納付金被保険者均等割指数	0.7

滋賀県告示第107号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公示するとともに、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

令和5年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

1 届出事項

発起人の住所および氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
近江八幡市沖島町234 奥村繁	滋賀県沖島加入区	沖島漁業協同組合
近江八幡市沖島町214 富田善久		
近江八幡市沖島町318-6 北村重俊		

2 指定漁船調書の縦覧

縦覧期間	縦覧場所
令和5年3月17日から 令和5年3月31日まで	滋賀県農政水産部水産課

(沖島漁業協同組合においても、指定漁船調書を閲覧することができる。)

滋賀県告示第108号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年3月17日から令和5年3月31日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
近江八幡大津線	近江八幡市牧町字岡山2015番7地先から 近江八幡市牧町字水茎岡2187番13地先まで	令和5.3.17	L=775.5m

滋賀県告示第109号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を廃止する。

この関係図面は、令和5年3月17日から令和5年3月31日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の年月日	備考
近江八幡大津線	近江八幡市牧町字岡山2015番7地先から 近江八幡市牧町字水茎岡2187番13地先まで	令和5.3.17	L=775.5m

滋賀県告示第110号

道路法(昭和27年法律第180号)第48条の13第2項の規定に基づき次の道路を自転車歩行者専用道路に指定しようとするので、同条第5項の規定に基づき告示する。

この関係図面は、令和5年3月17日から令和5年3月31日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	自転車歩行者専用道路の指定区間	敷地の幅員	延長	指定年月日
近江八幡大津線	近江八幡市牧町字岡山2015番7地先から 近江八幡市牧町字水荃岡2187番13地先まで	最小 3.5m } 最大 15.5m	775.5m	令和5.3.17

滋賀県告示第111号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、滋賀県土木交通部流域政策局および滋賀県甲賀土木事務所に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和5年3月17日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 河川の名称 淀川水系一級河川山川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 令和5年3月17日
- 3 廃川敷地等の位置 甲賀市水口町水口字月ヶ上134番1、134番3、134番4
- 4 廃川敷地等の種類および数量 土地 1,457.00㎡

農業農村振興事務所公告

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、大供土地改良区の定款の変更は、令和5年3月3日に認可した。

令和5年3月17日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 真 里

土地改良区定款変更認可公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、三谷西土地改良区の定款の変更は、令和5年3月3日に認可した。

令和5年3月17日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 真 里

正 誤

令和4年3月29日付け第295号滋賀県告示第134号中

ページ	行	誤	正
5	下から20	近江八幡市牧町字岡山2187番2地先まで	近江八幡市牧町字水荃岡2187番2地先まで

